

【会議録】

主 題 平成29年度第4回つくばみらい市障がい者支援協議会

- 日 時：平成30年1月22日（月）午後2時～
- 場 所：つくばみらい市役所伊奈庁舎 2階 会議室2
- 出席委員：宮島孝明会長，飯村晴代副会長，岡野純子委員，大久保安雄委員，遠藤光委員，間宮正孝委員，片山とよ子委員，雨谷康弘委員，石澤昭博委員，荒井栄司委員，鈴木恭子委員，平間早英委員 以上12名
- 欠席委員：竹内真理委員，本多めぐみ委員，安河内崇代委員 以上3名
- 事務局：社会福祉課 関課長，成嶋補佐（進行），塚田係長
（コンサルタント：(株)地域計画研究所 若山・付）
- 傍聴人：なし

1. 開会（午後2時00分）

2. 委員出席状況報告

委員15名中，出席12名，欠席3名

委員の過半数以上が出席により，会議が成立する

3. 会長あいさつ

4. 議事（会長が議長となる）

（1）第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の策定について

【質疑等】

議 長：7・8ページを見ると，だんだんと増えている。つくばみらい市の人口が増えているから増えているのだろうが，人口に対してのパーセンテージとしてはどうなのか。そこまでの計算はまだか。

事務局：人口についてということか。

議 長：人口が一定であれば，この数字の増え方は大変だと思う。例えば，7ページの“知的障がい者の年齢区分別推移”の表では平成24年が236，それに対して平成29年は290と増えている。全体の人口の増え方はどうなっているのか。

事務局：全体の人口については3ページに記載がある。“市の人口推移”ということで載せているが，やはり平成24年の46,301から平成29年は51,122と増えているので，人口の母数が増えている影響もあるのではないか。

議 長：比較してみると，人口の伸びより8ページの数字の伸びの方が大きい。人口が約5000伸びて，5000ということは1割弱。8ページが230から290に増えているから…

事務局：22.9%ですね。

議長：そこが気になっていたが、大体わかった。やはりどちらにしても増えているということで、よく理解できる。人口比よりも増えている。290 というのは人数のことか。

事務局：はい、手帳所持者数の人数になる。ただ、4 ページの一番下の図表を見て頂くと、総人口に対する障害者手帳所持者の割合が載っている。総人口が上、手帳所持者数が下にあって、人口に対する手帳所持者数が大体4%で推移しているのがわかる。身体・知的・精神の障がい別で見ると、伸びているものと伸びていないものがある。

議長：手帳をお持ちの方はそれほど増えていないということか。

事務局：はい、人口に対してはそれほど増えてはいない。

議長：わかりました。他に質問はないか。

委員1：気になっているのは、前にも話をしたかと思うが27 ページの相談支援事業について。事業所が少ないという言い方はわかるのだが、検証を見ると、事業総数は増えている。少なくとも障がい者だけではなくて、その他、例えば介護ケアホーム、この相談事業はできるわけです。そういったことを考えれば、このページを見てもわかるように、けっこうな事業所はあるわけで、となると、独自の地域の相談事業所を増やすということが求められているのだろうと思う。近隣市町村の動向を注視しながら、という言葉としては表現とかですよね。国の指針の中では「設置する」ということを義務付けているわけで、ある意味地域の動向ということですけどね。地域の動向、要するに地域で連携ができるかどうかということだと思うが、そういう状況は把握しているのか。例えば近隣市町村で、基幹支援相談センターの方向性についての確認はしているのか。あるいは、単独で事業を進めていくのか。例えば、つくば市では同じように進めているわけだが、32年度に設置するということを盛り込んだ。やはり具体的に、地域の相談事業所を、地域の核になっていくということをもう少し重視して、この構想を明記していくことのほうが、むしろ方向性としてはいいのではないかと思っている。実情にもよるだろうが。

議長：相談をしてから行動に移るので、事務局の方で考えて頂きたいと思う。それに対して、事務局の方では何かあるか。

事務局：基幹相談支援センターについては、今現状、単独市町村で設置するというのはなかなか難しい。単独市町村で無理であれば、圏域で基幹相談支援センターを設置するという方向で考えていかなければならない。ただどういう“圏域”で見るとかという問題もある。保健福祉圏域でいえば、つくばみらい市はつくば市・常総市と一緒。あとは福祉圏域とは違うが、常総広域というものがある。守谷市・取手市・常総市・つくばみらい市の4市になるが、その常総広域で運営しているような入所施設もあるので、どこの圏域で見っていくか

というところも含めた協議になっていくかと思う。そのへんは近隣の市町村と相談しながら進めていきたいと思っている。

議長：ということで大久保さん、よろしいか。

委員1：あまり説明として理解はできないが。

議長：調整してお願いします。

(2) 職員対応要領にかかる職員対応マニュアルについて

【質疑等】

委員2：10ページの聴覚障害の[主な対応]について質問だが、例えば手話ができる方とか指文字ができる方というのは、職員さんでいらして対応してもらえるということか。

事務局：現段階では、おそらく手話や指文字がわかる職員はいない。

委員2：来年度くらいからいच्छやるということか。

事務局：なかなかすぐに対応は難しいかと思う。

委員2：今聴覚障害の方は、ご自分で手話通訳者を連れて来て手続きをされているということか。

事務局：大体筆談です。あとは、ゆっくり話せば我々の口の動きを読んでもらう、コミュニケーションをとって頂くということも出来る。ただ聴覚障害の方とのやりとりは、主に筆談になってくる。

委員2：バリアフリーに関しては、新しい庁舎では、障がい者の方でもどこでも大丈夫になっていくのか。なっているとは言えないのだが、一般的なバリアフリー対策はこの庁舎ではできていると考えていいのか。

事務局：伊奈庁舎についてはバリアフリーに対応できているが、施設によっては完全にバリアフリーに対応しているところばかりではない。

委員2：谷和原庁舎は結構古いと思うのだが、バリアフリー化の予定はあるのか。

課長：谷和原庁舎のバリアフリー化というのは、まだ職員の方には聞こえてこない。

委員2：トイレが未だに和式トイレだったりするので。

課長：奥に洋式トイレ…多目的トイレは設置されているので、若干の対応はできているかと思うが、段差等は非常に多い庁舎になっている。

議長：他にご意見はないか。

委員2：知的障がいの方が来庁時に、ルビをふった簡単な説明みたいなものが用意されているといい、というのは前に何かの機会にお願いして、障がい者計画にもかなりルビをふってもらったと思うが、市役所なりに何か大きい資料にはルビをふってもらえたらいいと思うのだがどうか。この資料にルビをふってもらいたい、という特定のものは今特に思い浮かばないのだが。私は自分の娘が障がい者で、大体自分がついて行くから間違えることはないのだが、

親御さんが亡くなった方とか、障がいは軽くても字が小学生程度しかわからない方とかもかなり多くいると思うので、なんとかできないか。

議 長：ある程度重症の方は身内の方や親御さんが一緒について来られるが、軽度の方は単独で来庁されても、その意思が全部完全に事務局の方に通じないこともあるのではないか。事務局ではどのようにお考えか。

事務局：1つ具体例がある。こちらから通知をお出しした方が、「難しい文章でよく理解が出来なかったから、直接来た方がわかりやすいと思って来ました」ということで今朝窓口に来庁された。公文書の内容を簡単にするという作業は非常に難しいことなのだが、こちらからご案内する文章にしてもできるだけわかりやすいものにして、なおかつルビをふるところから始めないといけないなど今朝実感したところである。

議 長：他の障がいの方もいると思うので、実際に直面しないとどのようにしてあげたらいいかというのはなかなかわかりづらいだろうが、だんだん改善していくように、ご不自由のないようにして頂きたいと思う。

委員3：9ページでそれぞれの障がいの特性についてまとめてあり、その作業は大変だったと思う。ただ職員の方でも、実際に家族や関係の近い方にそういう方がいればわかるのだと思うが、この文章を読んだだけでは具体的にはわかりにくいところがあるのではないか。機会があればの話になるが、職員の皆さんと理解を深めるような研修会等を開催できればいいと感じた。

議 長：ありがとうございます。この件は事務局にもよろしくお願ひしたい。他にはないか。どんなことでも結構です。

委員4：今回この内容についてまとめて頂き、前回お話したことが訂正されるなどして、良くなってきていると感じた。今お話があったように、いろいろな障がいのある方を見て頂くというところでは、学校の生徒がこちらの方で実習をさせて頂くということで、ご協力を頂きながら広げていければと考えている。

議 長：学校の方でも社会に出た時のことを考えて、大変だとは思いますがよろしくお願ひしたい。

委員5：職員対応マニュアルと書いてあるが、こういうものが出来たということは市民にお知らせするのか。

事務局：こちらはあくまで差別解消法に基づき、職員がどのように対応するかの内部資料として作っている。

委員5：とてもいい形でまとめられてきていると思う。あとは実際に職員さんたちが、こういう書き方だとわかりやすいとか、職員さんたちの側にとってわかりやすいマニュアルになっていくといいと思う。理解を広げるきっかけになればいいかなと思う。

議 長：マニュアルについていろいろとご注文が出たが、よろしくお願ひします。

事務局：話が戻って申し訳ないが、先ほど大久保委員から頂いた 27 ページの基幹相談支援センターについて、こういう書きぶりではちょっと弱いというか、何か具体的な方向性を書いた方がいいということか。

議長：事務局の方から逆に皆さんにご質問があったがどうか。

委員 6：基幹相談支援事業が、市単独ではできない、圏域全体でやるという方向だったと思うが、どうして単独では出来ないのか。

事務局：現状で言えば、やはり相談支援事業所が少ない。今後いろいろな事業所に働きかけていって、実際市内に相談支援事業所が増えれば、連携をとる中で、一か所ではないにしても、何か所かで基幹相談支援センターという面的な整備ということも考えられる。

議長：最終的には市の計画書になるので、この事業を市が単独で自前で行うというのは、経験のある方を採用して、新たな係を立ち上げるようなイメージで、それは現実的に考えて非常に難しい。よって実績のある事業者さんに委託をすることになるわけだが、市内に相談事業所が少ないので、今現時点でここなら委託できるかなという目ぼしい事業者さんがいない。広域で設置委託できればというのが、社会福祉課、現時点では市の考えというところである。ここで、自前で 1 という数字を仮にあげたところで、未達成のまま終わってしまうので、達成できる可能性のあるところで今検討をしているところである。1 を入れたいという気持ちはやまやまだが、まずは 30 年度から 31 年度に検討をして、32 年度には有りという形にしたいという精一杯の思いがここに出ているというところである。

議長：30・31・32 年度までにはできれば一応あるようにしたい、という切なる希望があるようなので、そのところ努力して頂きたい。常総広域でもそういう話が出ているようなので、都度進捗状況をご報告頂ければと思う。

事務局：今回頂いた意見をもとに、また最終案ということで作らせて頂き、今後庁内の調整会議にかけた上で、最終的な案ということになるので、今後の軽微な修正については事務局一任して頂ければと思う。

5. その他

事務局よりケース事例の説明

6. 閉会

【配布資料】

①会議次第

②つくばみらい市第 5 期障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画（案）